

企画競争説明書

業務名称：コソボ国公共放送局能力向上プロジェクトフェーズ
2

調達管理番号：20a00407

【内容構成】

- 第1 企画競争の手続き
- 第2 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3 特記仕様書案
- 第4 業務実施上の条件

注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ (PDF)」
とさせていただきます。
詳細については「第1 7. プロポーザル等の提出」をご確認ください。

2020年10月14日
独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2020年10月14日

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

(1) 業務名称：コソボ国公共放送局能力向上プロジェクトフェーズ2

(2) 業務内容：「第3 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

() 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、見積書において、消費税を加算して積算してください。

(●) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。

なお、本邦研修（または本邦招へい）に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結することとし、当該契約については消費税課税取引と整理します。ただし、見積書においては、消費税を加算せずに積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2021年1月 ～ 2024年1月

以下の2つの契約履行期間に分けて契約書を締結することを想定しています。

第1期：2021年1月 ～ 2022年1月

第2期：2022年2月～2024年1月

なお、上記の契約履行期間の分割案は、当機構の想定ですので、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分割案を提示することを認めます。

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

(5) 前金払の制限

本契約については、第2期の契約履行期間が12ヶ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回(契約締結後)：契約金額の14%を限度とする。
- 2) 第2回(契約締結後13ヶ月以降)：契約金額の26%を限度とする。

4 窓口

【選定手続き窓口】

〒102-8012 東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達・派遣業務部

【契約第一課 清水川 佳菜 Shimizukawa.Kana@jica.go.jp】

注) 持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。

【事業実施担当部】

ガバナンス・平和構築部 ガバナンスグループ 法・司法チーム

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人(業務従事者を提供することを含む。以下同じ。)となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構

成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

- 3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉権者決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日(契約交渉権者決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま

す。

1) 全省庁統一資格

令和01・02・03年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR(Terms of Reference)を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

特定の排除者はありません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員(代表者を除く。)については、上記(2)に規定する競争参加資格要件を求めません(契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります)。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届(様式はありません。)を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格

要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6 説明書に対する質問

- (1) 質問提出期限：2020年10月23日 12時
- (2) 提出先：上記「4. 窓口【選定手続き窓口】」
注1) 原則、電子メールによる送付としてください。
注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。
- (3) 回答方法：2020年10月29日までに当機構ウェブサイト上にて行います。
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

7 プロポーザル等の提出

- (1) 提出期限：2020年11月13日 12時
- (2) 提出方法：
プロポーザル・見積書とも、電子データ（PDF）での提出とします。
上記（1）の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。
（件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」）
なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及びプロポーザル・見積書の電子提出方法」を参照願います。
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)
- (3) 提出先：当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL
- (4) 提出書類：プロポーザル及び見積書
- (5) プロポーザルの無効
次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。
 - 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
 - 2) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
 - 3) 虚偽の内容が記載されているとき
 - 4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき
- (6) 見積書
本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、新たに公開された「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2020年4月）を参照してください。
(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)
 - 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
 - 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
 - a) 旅費（航空賃）
 - b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
 - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
 - d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
 - 3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。

- a) 技術研修費（国内業務費）：2,000千円（本邦研修2回分の諸謝金及び実施諸費合計額）
 - b) 現地再委託費：2,000千円（ベースライン調査及びエンドライン調査の合計額）
 - c) セミナー等実施関連費：1,000千円（研修等10回分の開催諸費合計額、コソボラジオ・テレビ局（RTK）が負担する経費を除く）
 - d) 支局の供与機材購入費：64,200千円
- 4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
- a) US\$ 1 = 105.378 円
 - b) EUR 1 = 125.498 円
- 5) その他留意事項
特になし

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- a) 業務主任者／報道
- b) 番組制作
- c) 放送機材運用・維持管理

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 26 M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であ

れば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

$$\left(\text{当該者の見積価格} - \text{最低見積価格} \right) / \text{最低見積価格} \times 100 (\%)$$

最低見積価格との差 (%) に応じた価格点

最低価格との差 (%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少(最高評価点との点差が2.5%以内)である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

評価結果(順位)及び契約交渉権者を**2020年12月11日(金)**までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ① コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ② 業務の実施方針等
- ③ 業務従事予定者の経験・能力
- ④ 若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果通知のメール送信日の翌日を起算日として7営業日以内に調達・派遣業務部（e-propo@jica.go.jp（※アドレス変更））宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注）新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話等による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>）

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

（1）一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

（2）関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

11 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

（1）反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会

運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。

- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

（2）個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

12 その他留意事項

（1）配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

（2）プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

（3）プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

（4）プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用し

ません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン／個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：開発途上国における放送分野に関わる各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

現地渡航は1月以降となるようプロポーザル及び見積書を作成してください。プロポーザル及び見積書は本説明書の記載に基づき作成いただきますが、一方で、コロナ禍の影響が長引き現地との人の往来が困難な状況が継続する可能性もあると考えます。現地渡航が当初予定から延期になる場合を想定し、事前に実施できる国内業務についても提案があればプロポーザルに記載ください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

- 業務主任者／報道
- 番組制作
- 放送機材運用・維持管理

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／報道）】

- a) 類似業務経験の分野：開発途上国またはその他海外における報道分野にかか
る業務経験
 - b) 対象国又は同類似地域：コソボ国及びその他開発途上国
 - c) 語学能力：英語
 - d) 業務主任者等としての経験
- 【業務従事者：担当分野 番組制作】
- a) 類似業務経験の分野：日本国内または海外における番組制作業務
 - b) 対象国又は同類似地域：コソボ国及びその他開発途上国
 - c) 語学能力：英語
- 【業務従事者：担当分野 放送機材運用・維持管理】
- a) 類似業務経験の分野：日本国内または海外の放送局における放送機材運
用・維持管理業務
 - b) 対象国又は同類似地域：(評価しない)
 - c) 語学能力：(評価しない)

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めませ

ん。
注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施

本案件については、*プレゼンテーションを実施しません。*

別紙：プロポーザル評価表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	6	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	－	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
	(26)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／報道</u>	(26)	(11)
ア) 類似業務の経験	10	4
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	4	2
エ) 業務主任者等としての経験	5	2
オ) その他学位、資格等	4	2
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者</u>	()	(11)
ア) 類似業務の経験	－	4
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	－	1
ウ) 語学力	－	2
エ) 業務主任者等としての経験	－	2
オ) その他学位、資格等	－	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	()	(4)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション		－
イ) 業務管理体制	－	4
(2) 業務従事者の経験・能力： <u>番組制作</u>	(12)	
ア) 類似業務の経験	6	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1	
ウ) 語学力	2	
エ) その他学位、資格等	3	
(3) 業務従事者の経験・能力： <u>放送機材運用・維持管理</u>	(12)	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	0	
ウ) 語学力	0	
エ) その他学位、資格等	4	

第3 特記仕様書案

1 プロジェクトの背景

共産主義者同盟の一党独裁時代、旧ユーゴスラビア連邦では民族主義を抑制する手段として、言論統制が敷かれていた。1974年の憲法改正後、表現の自由は保障されるようになったものの、一定の制限が加えられていた上、情報統制法も存在していた。旧ユーゴスラビア連邦を構成するセルビア共和国の一部だったコソボ自治州では、連邦崩壊後もメディアは国家管理下に置かれていたが、独立派のアルバニア系住民とセルビア本国の対立が深まる中で、民族主義的報道が先鋭化した。こうした状況は、1999年のコソボ危機及びNATOの介入を経て、国連コソボ・ミッション（UNMIK）による暫定統治が始まってからも継続したため、UNMIKは「Temporary Media Commissioner (TMC)」を置き、メディアが自主規制能力を持つまでの間、倫理綱領に違反したメディアに制裁措置を課すなどといった規制を断行した。TMCは2002年、「Independent Media Commission」に改組され、現在も同機関による報道内容のモニタリングは継続しているが、国内の多くのメディアは、民族間バランスの取れた公正な報道を実現するには至っていない。

コソボ独立後に制定された憲法は、第59条「コミュニティ及びその構成員の権利」において、全ての国民に対し、メディアを通じて知る・発信するといった権利を保障している。これを受け、2012年には公共放送法（Law No.04/L L-046 on Radio Television of Kosovo）が改正され、公共放送局コソボラジオ・テレビ局「Radio Television of Kosovo (RTK)」は、全ての国民に価値の高い情報を提供するため、毎日、5言語（アルバニア語、セルビア語、トルコ語、ボスニアック語、ロマ語）でニュース番組を放送するようになったほか、週一度の情報番組では上記に加え、アシュカリ、エジプシャン、ゴラニの各民族言語を使用するなど、多民族性に配慮した番組編成・制作を開始した。また、2013年にはアルバニア語の総合チャンネル（RTK1）に加え、セルビア語チャンネル（RTK2）を開設することが決定された。しかし、長年、政府の広告塔として多数派であるアルバニア系寄りの放送をしてきたRTKにとっては、職員の能力開発をはじめとする多くの課題があった。

こうした状況に対処するため、JICAは、本事業のフェーズ1（2015年10月～2019年3月）（以下「フェーズ1」）を通じ、RTKが全ての国民に対し公正・公平に情報を提供するメディアのモデルとなることに寄与すべく、RTK職員の番組制作能力・報道能力、そして放送機材の運用及び維持管理能力強化を支援した。具体的には、同プロジェクトを通じて、それまで別々に業務を行っていたRTKのアルバニア系職員とセルビア系職員が共同でシリーズ番組を作り、双方の言語を用いて放送を行ったほか、両チャンネルの業務の一部を共通化することにより、局内での民族間の協力が進んだ。また、偏向報道を防ぎ、番組の中立性を担保すべく、両民族の有識者からなる番組審議会が設立され、RTKの番組を審査する体制が築かれた。

しかしながら、コソボ国内のあらゆる人に公正・公平な放送を届けるというRTKの理念達成にはまだ課題が残っている。コソボ北部（レポサビッチ、ズベチャン及びズビン・ポトクの3自治体並びにミトロビツァ市の北部（イバル川以北））（以下、「北ミトロビツァ地域」という。）においてはRTK2がいまだ放送されておらず、またRTKとしても、同地域での取材や番組制作が十分に実施できていない。また、南部の主要都市プリズレンでは、トルコ系、ボスニアック、ロマ系諸民族等が混住していることから、各民族の現地在住RTK職員が日々の取材にあたっているが、提供できる情報量がアルバニア系、セルビア系と比べて圧倒的に少ない上、これらスタッフがジャ

ーナリストとしての基礎訓練を受けていないことから情報の精度も低く、公共放送局としての資質を問われる事態となっている。また、番組制作のための内部基準が整備されておらず、フェーズ1で取り組んできた公正で偏りのない番組制作を持続的に行う体制が十分に確立されているとは言えない。さらに、映像素材や過去の番組の保管・活用に関する規定やマニュアルが整備されておらず、適切な管理がなされていないことが、質の高い番組制作の障害となっている。

こうした課題に取り組むべく、RTKはJICAに対し、「コソボ公共放送局能力向上プロジェクトフェーズ2」（以下、「本プロジェクト」という。）の実施にかかる支援を要請した。JICAは、2020年8月から9月にかけて実施した基本計画策定調査を通じて、本プロジェクトの枠組みについてRTKとの間で合意した。

なお、我が国の開発協力大綱（2015年閣議決定）において、メディア支援は、重点課題「普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現」に向けた民主化の促進・定着に寄与する取組と規定されている。同方針に沿って、JICAは、メディア支援を「公正で包摂的な社会の実現」クラスターのサブ・クラスターの一つ「法の支配の実現」のための協力コンポーネントとして位置づけ、主に政権からも、スポンサー（市場）からも独立し、UNESCOが「民主主義の礎石」として報道機関の中核に据える公共放送局の設立・強化を志向する国々を支援してきた。公共放送局支援は、国民の知る権利を保障し、基本的人権かつ民主主義の根幹である「表現の自由」を守るとともに、中立で公正な報道を通じて、異なる集団間の憎悪を抑え、社会に平和を定着させることにも貢献しうるからである。これまで、同国以外にも、南スーダンやネパール、ウクライナ、ミャンマーといった、特に民主化・平和構築に向けた国家体制の移行期にある国々を重点対象国として、こうした公共放送局の設立・強化支援を実施してきた。

本事業も多民族国家において、全ての国民の知る権利を保障し、どの民族にも公正・公平な放送を届けることで民族間の相互不信を払拭して民族融和促進を目指すもので、2018年1月に安倍総理が表明した「西バルカン協カイニシアティブ」の主目的の一つである「民族間の和解・協力の促進」にも貢献するものである。旧ユーゴ紛争勃発以来、欧米各国がそれぞれの外交政策・地政学的利害関係・宗教的背景等に基づき、旧ユーゴ構成国に対して温度差のあるアプローチをしてきたのに対し、日本が終始、中立的な支援を行ってきたことから、バルカン地域では総じて日本の支援に対する評価が高い。RTKは、少数民族へのサービス拡充という政治的に機微な内容も含む取り組みを推進するに当たり、政治的に中立な外部パートナーの支援を必要としているところ、これまで「非政治的」な支援を通じて信頼関係を構築してきた日本に対する期待が大きい。

2 プロジェクトの概要

（1）プロジェクト名

コソボ公共放送局能力向上プロジェクトフェーズ2

（2）上位目標

RTKの番組が全国民に広く視聴される

（3）プロジェクト目標

RTKがコソボ全土を取材し、高品質の番組を放送する

（4）期待される成果

成果1：プリズレン及びミトロビツァにおのおの支局が設立される

成果2：公正で偏りのない番組制作のための内部基準が策定される

成果3：デジタルのアーカイブシステムが有効利用される

(5) 活動の概要

1) 成果1にかかる活動

1-1: プリズレン及び北ミトロビツァ地域において、少数民族に関する取材状況についての課題を分析する

1-2: 分析に基づき、支局の開設計画を策定する(場所、機材、スタッフ等に関する計画を含む)

1-3: 活動1-2の計画に基づいて支局を開設する

1-4: 支局運営に関するマニュアルを策定する¹

1-5: 支局スタッフを訓練する

1-6: プリズレン及び北ミトロビツァ地域において幅広く取材を行い、ニュース原稿と映像素材をRTK本部に伝送する

1-7: 活動1-6で取材したニュースをRTK本部から放送する

2) 成果2にかかる活動

2-1: 番組制作業務の現状と課題を分析する

2-2: 分析に基づき、公正で偏りのない番組制作のための内部基準を策定する

2-3: 内部基準に基づいて番組を制作する

3) 成果3にかかる活動

3-1: 現在のアーカイブシステムを分析する

3-2: 分析に基づき、アーカイブシステムをアップグレードする

3-3: 分析に基づき、システムの適切な使用に関するガイドラインを策定する

3-4: ガイドラインに基づき、スタッフを訓練する

3-5: ガイドラインに基づき、RTK本部と支局の映像素材及び放送済みの番組を保存する

3-6: システムの映像素材を用いて番組を制作する

(6) 対象地域

首都プリシュティナ (RTK本部)

プリズレン及びミトロビツァ (RTK支局設立候補地)²

(7) 相手国実施機関

コソボラジオ・テレビ局 Radio Television of Kosovo (RTK)³

3 業務の目的

「コソボ公共放送局能力向上プロジェクトフェーズ2」に関し、当該プロジェクトに係るR/D (Record of Discussions) に基づき業務(活動)を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成する。

4 業務の範囲

本業務は、2020年9月にRTKと締結したR/Dに基づいて実施される「コソボ公共放送

¹ 成果1「マニュアル」は実務の参考とする情報を網羅的にまとめたもの、成果2「内部基準」は組織としての拠り所となる考え方を示す指針(その達成のための業務手順を含む)、成果3「ガイドライン」は組織として守るべきルールを想定。

² RTKは北ミトロビツァ地域を管轄する支局を、北ミトロビツァ市の南側に隣接するミトロビツァ市に設立することを計画している(支局設立の候補地を(「北ミトロビツァ地域」と区別して)「ミトロビツァ」と呼ぶ)。

³ コソボ唯一の公共放送局。4つのテレビチャンネルと2つのラジオチャンネルからなり、テレビチャンネルのうちRTK1はアルバニア語、RTK2はセルビア語のチャンネルで、報道番組、スポーツ番組、トークショーなどを放送。RTK3は報道番組、RTK4は芸術番組、スポーツとドキュメンタリー番組を放送。

局能力向上プロジェクトフェーズ2」において、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「7. 報告書等」に示す報告書等を作成するものである。

5 実施方針及び留意事項

(1) 詳細計画策調査

本プロジェクトは段階的計画策定（二段階方式）により実施する。JICAは基本計画策定調査を2020年8月から9月にかけて実施し、本特記仕様書に記載されたプロジェクトの基本的な枠組みについてRTKと合意している。他方、プロジェクト・デザイン・マトリクス（PDM）の指標及び目標値を含む詳細な枠組みについては、詳細計画策定調査（JICAがプロジェクト開始後1年以内に（新型コロナウイルス流行により見合わせている調査団の派遣再開次第速やかに）実施予定）において、RTKと合意する予定である。詳細計画策定調査において、コンサルタントは、調査の基礎資料として、既の実施した業務に関連して作成した資料等を整理、提供するとともに、実務的に可能な範囲で、現地調査における協議に参画するものとする。

(2) 民族融和に関する視点からの活動の実施

本プロジェクトは、直接的には、RTKがプリズレン及び北ミトロビツァ地域を含むコソボ全域での取材を行うことができる体制を作るとともに、番組の質のさらなる向上を支援し、RTKの番組が全国民に広く視聴されることを目指している。さらに、このようにコソボの全ての国民の知る権利を保障し、どの民族にも公正・公平な放送を届ける活動が継続されることによって、やがて民族間の信頼醸成、融和促進にも繋がることが期待される。したがって、どの成果に関連する活動においても、民族間の信頼醸成、融和促進の観点を念頭に置きつつ進めることが望ましく、少なくともそれを妨げるようなことがないよう、民族間の感情に十分に配慮して実施することとする。

(3) 支局設立（成果1）の狙い

プリズレンやその周辺の地域においては、少数民族（トルコ系、ロマ、ボスニアック、エジプシャン、アシュカリ、ゴラニ）が多く生活しており、北ミトロビツァ地域は、セルビア系が多数派を占める地域である。これらの少数民族が住む地域、あるいは少数民族そのものの、人、生活や文化に焦点を当てた取材については、アルバニア系へのそれに比して十分な量や質が保たれていない。そこで、プリズレン及びミトロビツァに支局を設立し、プリズレン及び北ミトロビツァ地域において、少数民族を対象とした取材を強化することを目指す。こうした支局職員の能力強化を通じて、公共放送局RTKがどの民族にとっても公正で偏りのない放送局となるよう支援する。（4）に示す機材供与は、この目的に必要なとされる範囲で実施する。

(4) 支局における取材活動等に必要な機材調達

基本計画策定時点でRTKから要請されている機材は、配布資料のとおりであり、この中からプリズレン支局及びミトロビツァ支局における取材活動等に必要な機材を選定し、調達する。RTKが長期的に活用することを前提に、RTKが負担する維持管理費用等の後年度負担等も勘案し、機能や運用面等の利便性に加えて費用対効果の面からも最適な機材を選定する。

なお、機材は成果1の達成に向けた活動に必要なため、早期に調達を行い、可能な限り2022年1月までに納入を完了させることとする。新型コロナウイルス

イルスの影響により現地渡航が遅れる場合でも、オンライン等でRTKと協議しつつ、調達手続きを進めるものとする。

(5) 公正で偏りのない番組制作のための内部基準策定（成果2）の狙い

フェーズ1において、RTKのアルバニア系職員とセルビア系職員が共同でシリーズ番組を制作し、双方の言語を用いて放送を行うといったことや、RTK1とRTK2の業務の一部共通化などが達成され、RTK職員の中に公正で偏りのない番組制作の意識が芽生えているが、それを定着させるための仕組みがRTK内で完全に確立されるには至っていない。そこで、公正で偏りのない番組制作をRTK自身が継続できるよう、内部基準を策定するとともに、RTK職員の能力強化を実施する。

(6) デジタルのアーカイブシステムの有効利用促進（成果3）の狙い

RTKはアーカイブシステムを保有しているが、ルールに基づいた利用（映像資料の保存と保存された映像資料の活用）がなされておらず、必要な映像資料と不要な映像資料が混在しており、説得力のある質の高い番組制作の障害となっている。そこで、RTK職員と共に現状のアーカイブシステムを分析し、利用のガイドライン作りを行うとともに、ガイドラインに基づくRTK職員の能力強化を実施する。

(7) 過去の映像資料のデジタル化

(6)で示した点について、フィルムで保存されている過去の一部の映像資料のデジタル化に関して、RTKからの支援要請があったため、コンサルタントは現状を確認したうえで、RTKに対し、対応策を助言する。

(8) ベースライン調査とエンドライン調査

プロジェクト実施によるRTKの番組に対する国民の評価、視聴状況の変化を確認するため、ベースライン調査とエンドライン調査を実施する。調査項目には、全国及び地域別、チャンネル別及び民族別のRTKの接触率や、RTKの番組に対する信頼度に関するアンケートを含むことを想定するが、具体的な調査項目及び方法については、プロポーザルの中で提案し、JICA及びRTKと協議して最終化するものとする。

なお、これら調査については現地再委託を認めるが、両調査を同一の委託先に委託することが望ましい。

(9) フェーズ1の成果のフォローアップ

フェーズ2の案件であることから、RTKの自立的・自発的かつ適正な組織運営を促すという観点に留意しつつ、フェーズ1の成果である民族共同番組の制作を継続し、また、番組審議会の開催を継続することを本案件の中で後押しする。

(10) 新型コロナウイルス関連

新型コロナウイルス対策に関連し、RTKは、関連情報を取り上げた特別番組の放送やスタッフの感染予防対策に取り組んでいる。こうした取り組みを促進し、新型コロナウイルス対策に貢献するため、本プロジェクトにおいて、新型コロナウイルスに関連する活動をRTKのニーズに応じて柔軟に取り込む。新型コロナウイルスに関連する具体的な活動について提案があれば、プロポーザルに記載し、JICA及びRTKと協議の上、実施することとする。なお、本プロジェクトにて支援した新型コロナウイルスに関連する活動実績については、一覧として取りまとめ、随時更新し情報として整理することとする。

(11) ジェンダー関連

本プロジェクトにおいて、ジェンダー平等推進及び女性のエンパワメントに資する活動をRTKのニーズに基づいて取り込むことを検討する。例えば、番組制作のための内部基準において、取材等におけるジェンダー配慮の項目を盛り込むこと等が想定される。ジェンダーに関連する具体的な活動について提案があれば、プロポーザルに記載し、JICA及びRTKと協議の上、実施することとする。活動の検討に当たっては、JICAが作成したガイダンスノート「ジェンダー視点に立ったCOVID-19対策の推進」

(https://www.jica.go.jp/activities/issues/gender/materials/ku57pq00002maec8-att/COVID-19_measures.pdf) も参考にすること。

なお、本プロジェクトにて支援したジェンダーに関連する活動実績については、一覧として取りまとめ、随時更新し情報として整理することとする。

(12) 安全管理

本プロジェクトにおいては、アルバニア系とセルビア系の民族間の対立感情が悪化した際に、治安関連事案が生じやすい北ミトロビツァ地域での活動を想定している。したがって、現地での活動やプロジェクト活動そのものの実施にあたっては、RTKやJICAバルカン事務所からの情報を念入りに収集するとともに、JICAに対しても渡航計画を適時報告し、安全に十分留意した計画を立てることが望ましい。なお、渡航地域によっては、JICAの事前の承認を得ることが必要になるため、必要な手続きを行うこと。

(13) カウンターパートのオーナーシップの確保

本プロジェクトは、RTKの能力強化を目的として実施するものであるため、コンサルタントはRTKの主体性を尊重し、そのオーナーシップを引き出しながら、共同作業を通じて彼らが必要な能力を向上させ、自らそれらを活用していくことができるようにしていくプロセスについて十分意識・工夫するものとする。具体的には、成果ごとにRTK職員を構成員とするワーキンググループを結成し、RTK職員とコンサルタントとが共同で成果達成を目指すこととする。また、定期的なモニタリングを通じてRTK職員の理解度をよく把握し、必要に応じて活動計画を柔軟に変更することとする。また、特に本プロジェクトがフェーズ2の案件であることを踏まえ、研修やOJTは、本プロジェクト終了後も、RTKが自立的に行うことができるよう、活動を工夫する。

(14) PDMに基づいたプロジェクト活動の実施

本プロジェクトの運営においてコンサルタントは、PDMに沿ったRTKとの協働作業を進め、PDMに記載された活動以外に、PDMの各項目の変更により、対応すべき活動が生じる可能性がある場合には、JICAと相談の上、適切な対応を行う。PDMの改訂は、合同調整委員会(JCC: Joint Coordinating Committee)での協議を経て、JICAとRTKが最終確認を行う。

(15) プロジェクトの柔軟性の確保

技術移転を目的とする技術協力プロジェクトでは、カウンターパートのパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。この趣旨を踏まえ、コンサルタントは、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、適宜JICAに提言を行うことが求められる。JICAは、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な処置(カウンターパートとの合意文書の変更、契約の変更等)を取ることをとする。

(16) 事業効果の明確化

JICAは事業実施者として事業実施に関する説明責任を有しており、投入に対してどのような効果があったのかを明確に示す必要がある。そのため、コンサルタントは、本プロジェクトによって能力強化されたRTK職員の人数や視聴者数の増加、その他期待される効果（放送事故の減少等）について具体的に示すことができるよう留意して活動を実施する。また、事業効果については、プロジェクト終了時に作成・提出するプロジェクト事業完了報告書の中でも具体的に記載することとする。

(17) 本プロジェクトのモニタリング活動

コンサルタントは、RTKと協働で、定期的なモニタリングを指定のモニタリングシートを活用して実施する。モニタリングシートには、活動報告のみならず、成果発現状況（上位目標への達成見込み含む）、解決すべき実施上の課題・懸案事項及びプロジェクトの進捗・成果に正または負の影響を及ぼす外部要素が記載される。モニタリングシートは6カ月毎に作成し、内容についてRTKと合意の上、JICAバルカン事務所に提出する。

定期モニタリングに際しては、案件の進捗、問題の発生の状況、在外事務所からの要請等に鑑み、業務主管部門の判断により、担当職員等も必要に応じて現地に出張し、JCCをはじめとするモニタリングプロセスに参加し協議を行い、問題の解決を図る。コンサルタントは、担当職員等によるモニタリングの実施に協力することとする。

その他、本プロジェクトの進捗確認等を目的として、運営指導調査を実施する可能性がある。運営指導調査の必要性や時期については、本プロジェクト実施中にJICAとコンサルタントが協議した上で決定する事とし、コンサルタントは運営指導調査の実施に協力することとする。

(18) 合同調整委員会の開催にかかる支援

本プロジェクトにかかるR/Dでは、規定された関係者の参加のもと、最低限、1年に一度のJCCを開催する予定である（JCCの詳細については、R/Dを参照のこと）。コンサルタントは、RTKと合同でJCCを開催し、下記の項目等を含むプレゼンテーションを行い、関係者との情報共有・合意形成を促進する。

- 1) 当該期間の活動進捗に関する報告、達成事項・未達成事項の確認
- 2) 上記に基づく今後の活動にかかる方向性・内容に関する協議
- 3) 成果品等の確認

(19) 広報

JICAでは業務実施にあたり、本協力の意義、活動内容とその成果をコソボ国及び日本国両国の国民各層に正しく理解してもらうため、効果的な広報に努める必要があると考えているため、コンサルタントは、JICAの技術協力プロジェクト・ホームページのコンテンツ作成を行う等、活動及び成果の積極的な発信を行うこととする。なお、フェーズ1におけるJICAの技術協力プロジェクト・ホームページは以下のとおり。

<https://www.jica.go.jp/project/kosovo/002/index.html>

またコンサルタントは、本プロジェクトの活動が我が国の報道機関で取り上げられる場合、JICAに速やかに情報共有を行う。

(20) 本邦研修

本プロジェクトにおいては、RTK職員の能力向上に向けて、日本国の事例を示しながらRTKの能力強化を図る計画であり、全プロジェクト期間を通じ、2回の本邦研修（1回あたり期間は2週間程度、参加者はRTK職員から14名程度）の実

施を想定している。

このため、プロポーザルにおいて、研修内容、実施機関等を含む研修計画を提案すること。

なお、JICAが実施する課題別研修「民主国家におけるメディアの役割」にも本プロジェクトのRTK職員を1年に1～2名程度参加させることを想定しているため、候補者の選定、応募手続きの補助などの支援を行うこと。

(21) 事業のフェーズ分け

本業務については、以下の2つの契約期間に分けて実施することを想定している。

第1期：2021年1月～2022年1月

第2期：2022年2月～2024年1月

第1期の契約期間の終了時点において、次期契約期間の業務内容の変更の有無等についてJICAが指示を行い、契約交渉を経て契約書を締結することとする。

ただし、契約期間分けについては、上記記述にかかわらず、コンサルタントが適切と考える期間をプロポーザルにて提案することとする。

6 業務の内容

【各期共通】

(1) ワーク・プラン（各期）案の作成

業務開始後1か月以内にワーク・プラン（各期）案を作成し、JICAガバナンス・平和構築部宛に提出する。また、JICAが出席する会議に参加し、ワーク・プラン（各期）案等の説明を行う。同会議で検討した協力方針やコメントを踏まえ、ワーク・プラン（各期）案を改訂する。

(2) ワーク・プラン（各期）の合意

RTKと協議した上で、ワーク・プラン（各期）として合意する。

(3) モニタリングシート及びプロジェクト業務進捗報告書（第1期）の作成

5（17）及び「7. 報告書等」に記載のとおり、活動状況をモニタリングシート及び第1期に限りこれに加えてプロジェクト業務進捗報告書（第1期）として取りまとめ、内容についてRTKと合意のうえ、JICAに提出する。

(4) JCCの開催

RTKと協議の上、JCCの開催計画案を作成し、JICAの承認を得たうえで、5（18）のとおり、JCCを開催する。

(5) 本邦研修の実施

RTKと協議の上で本邦研修計画案を作成し、JICAの承認を得たうえで、「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」に基づいて本邦研修を実施する。

【第1期：2021年1月～2022年1月】

(1) 成果1から4に共通する活動

1) 詳細計画策定調査への協力

JICAが実施する詳細計画策定調査（調査団の現地派遣が可能になり次第速やかに実施する予定）におけるRTKとの協議実施に協力し、同調査時点でのプロジェクト活動の進捗状況及び技術的な課題等について取りまとめ、JICA団員に提示する。

2) ベースライン調査の実施

- ベースライン調査を実施し、結果を報告書に取りまとめる。
- 3) ワーキンググループの形成
プロジェクト目標を達成するために必要なワーキンググループの構成について提案し、RTK側と協議の上、合意する。あわせて、RTK側にワーキンググループメンバーの選定を依頼し、メンバーを確定させる。
- (2) 成果1に関する活動
- 1) プリズレン及び北ミトロビツァ地域における少数民族に関する取材状況についての課題分析
RTKが行っている少数民族を対象とした取材の現状を把握、課題を特定し、解決方法を分析する。分析作業はRTK職員と共に行い、職員自らが今後自発的に取材を実施していくためのヒントを提供することを心掛ける。
 - 2) 支局の開設計画策定（場所、機材、スタッフ等に関する計画を含む）
1) の課題分析を通して浮かび上がった取り組み課題のうち、支局が担う機能としてふさわしいものを選び、支局の役割、業務範囲、本部との役割分担などを決定する。それに基づき、支局の場所、必要な機材や人員配置などを含む支局開設計画を策定し、RTK本部の了解を得る。策定作業はRTK職員と共に行う。
 - 3) 支局の機材調達
RTKが提示した機材要請リスト（配布資料）をベースとして、RTKと協議の上、①機材名、②数量、③見積価格、④用途（必要な理由）、⑤調達スケジュール、⑥優先順位等を取りまとめてJICAに提出し、JICAと協議の上、調達する機材を決定する。その後、調達する機材について、適切な仕様、調達条件を作成してJICAに提出し、JICAの承認を得たうえで、「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理 ガイドライン」に沿って調達を行う。納入場所は、プリズレン支局及びミトロビツァ支局とする。機材が納入された後、据付について必要に応じRTKに対し助言を行い、完了させる。
 - 4) 支局運営に関するマニュアル策定
支局が十分に役割を果たすことができるよう、支局職員が日々の取材活動等を行う上でのRTK本部との役割分担や業務手順、心構えや取材手法、機材運用や維持管理などをマニュアルにまとめる。マニュアルは、中長期的には支局職員が自発的に改善を加えていくことを促す。
- (3) 成果2に関する活動
- 1) 番組制作業務の現状と課題分析
RTKにおける番組制作業務がどのような工程で行われているかを取りまとめ、課題があればそれを抽出する。公正で偏りのない番組制作のための仕組みがどの程度RTK内で確立されているのか、確立を阻む原因にはどういったことがあるのか、また、支局の開設を受けた新たな留意点等を取りまとめる。分析作業はRTK職員と共に行う。
 - 2) 公正で偏りのない番組制作のための内部基準の策定
1) の課題分析結果を用いて、公正で偏りのない番組制作のための内部基準（理念及び効率的な業務行程を含む）を策定し、RTK本部の承認を得る。策定作業はRTK職員と共に行う。
- (3) 成果3に関する活動
- 1) アーカイブシステムの現状分析及びフィルムで保管されている資料のデジ

タル化にかかる現状把握、課題分析、助言

RTKにおけるアーカイブシステムの利用状況を取りまとめ、課題を抽出する。どういった資料がアーカイブされているのか、容量の状態はどうか、といった現状を把握する。また、フィルムで保管されている資料のデジタル化にかかる現状把握及び課題分析をし、RTKに助言を行う。

2) アーカイブシステム利用のガイドラインの策定

1) の現状分析を参照しつつ、今後の望ましいアーカイブシステムの活用方法についてRTK職員と話し合い、ルールの内容を検討、提案し、ガイドラインにとりまとめてRTK本部の承認を得る。その際、アーカイブする映像資料の効果的な活用を見据えたルールとなるようにする。

【第2期：2022年2月～2024年1月】

(1) 成果1に関する活動

1) 支局スタッフの研修の実施

第1期に策定したマニュアルに基づき研修を行う。その際、記者、技術職員などの職制、あるいは民族の違いにとらわれず、職員間で連携しあい業務を進めていくことができるような研修の方法を検討する。

2) プリズレン及び北ミトロビツァ地域における取材実施、ニュース原稿と映像素材のRTK本部への伝送、RTK本部からの放送にかかる助言

支局職員が管轄地域を取材するにあたり、その手法について助言を行う。支局職員は、RTKがこれまで対象としてこなかったテーマや取材対象を扱うことになるため、どういった視点で取材を行い、何を視聴者に伝えたいのかをよく検討して取材活動にあたれるよう、ヒントを提供することを心掛ける。また、取材した内容がRTK本部から放送されるように働きかけ、放送された番組を踏まえた改善点を支局職員、RTK本部職員と共に検討する。

(2) 成果2に関する活動

1) 内部基準に基づいた番組制作にかかるOJT

第1期に策定した内部基準を用いた番組制作のOJTを計画し、実施する。その際、RTK職員によって自発的な取り組みがなされるよう、ヒントを提供しながら行う。

(3) 成果3に関する活動

1) ガイドラインに基づく研修の実施

第1期に策定したガイドラインに基づき研修を行う。

2) 映像素材・放送済み番組の保存及びシステムの映像素材を用いた番組制作にかかるOJT

RTK職員がアーカイブシステムを利用するにあたり助言を行う。ガイドラインに基づいた運用についての助言だけではなく、アーカイブされた映像素材を番組制作に効果的に活用することができるよう、実際に映像素材を用いた番組制作のOJTを計画、実施し、番組の出来栄への観点からの助言も行う。

(4) 成果1から4に共通する活動

1) エンドライン調査の実施

エンドライン調査を実施し、結果を報告書に取りまとめる。

2) プロジェクト事業完了報告書の作成

本プロジェクトにおける全活動について取りまとめ、内容をRTKと協議及び合意のうえ、JICAに提出する。

7 報告書等

(1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、第三者が著作権を有する資料を文中で参照する場合には、コンサルタントが当該資料の著作権にかかる必要な交渉を行う。

期	レポート名	提出時期	部数
第1期	業務計画書 (共通仕様書の規定に基づく)	契約締結後10営業日以内	和文：3部
	ワーク・プラン（第1期）	契約締結後3か月以内	英文：3部
	Monitoring Sheet Ver.1	契約締結後2か月以内	英文：3部
	ベースライン調査報告書	調査終了後1か月以内	英文：3部
	Monitoring Sheet Ver.2	Ver.1提出の6か月後	英文：3部
	プロジェクト業務進捗報告書（第1期）	第1期契約終了時 (直近の Monitoring Sheetの更新)	和文：3部 英文：3部
第2期	業務計画書 (共通仕様書の規定に基づく)	契約締結後10営業日以内	和文：3部
	ワーク・プラン（第2期）	第2期開始後3か月以内	英文：3部
	Monitoring Sheet Ver.3	Ver.2提出の6か月後	英文：3部
	Monitoring Sheet Ver.4	Ver.3提出の6か月後	英文：3部
	Monitoring Sheet Ver.5	Ver.4提出の6か月後	英文：3部
	Monitoring Sheet Ver.6	Ver.5提出の6か月後	英文：3部
	エンドライン調査報告書 (共通仕様書の規定に基づく)	調査終了後1か月以内	英文：3部
	プロジェクト事業完了報告書	第2期契約終了時	和文：5部 英文：5部 CD-R：4枚

プロジェクト事業完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする（ただし、Monitoring Sheet Ver.1～7については製本不要）。また、すべての報告書について、最終版の電子データをJICAにメール添付で提出する（容量が大きく、メール添付に適さない場合はJICAに相談すること）。報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

各報告書の記載項目については、JICAとコンサルタントで協議、確認する。

(2) 技術協力作成資料等

業務を通じて作成された以下の資料を入手の上、プロジェクト事業完了報告書の提出の際に添付して提出することとする。

- 1) 本プロジェクトが関与して制作した番組の映像（支局における取材活動が活かされている番組、アーカイブされた素材を活用している番組等）
- 2) 本プロジェクトが関与して策定した内部基準（公正で偏りのない番組制作のための内部基準等）
- 3) 本プロジェクトが関与して制作したマニュアル、ガイドライン（支局運営のためのマニュアル、アーカイブシステム活用のためのガイドライン等）

(3) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付してJICAに提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICAに報告するものとする。

- 1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- 2) 活動に関する写真

第4 業務実施上の条件

1 業務工程計画

以下の2つの期間に分けて業務を実施する。

(1) 第1期：2021年1月～2022年1月

(2) 第2期：2022年2月～2024年1月

2 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目途

業務量は以下を目途とする。

第1期 19M/M

第2期 16M/M

(全体) 35M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

以下の分野を担当する業務従事者を想定するが、これは発注者が業務量を想定する際に用いた仮定であるため、業務内容及び業務工程を考慮の上、プロポーザルにおいて適切な要員計画を策定すること。

- 1) 業務主任／報道（2号）
- 2) 番組制作（2号）
- 3) 放送機材運用・維持管理（3号）
- 4) 入札補助

3 相手国の便宜供与

- ・ RTK本部（プリシュティナ）における事務所スペース
- ・ 技術移転の活動のために必要な施設やスペース（支局の物件、運営費もRTKが負担）
- ・ プロジェクト担当者の配置

- ・ その他、プロジェクト実施に当たっての一般的な情報提供

4 配布資料

- ・ コソボ公共放送局能力向上プロジェクトフェーズ2 基本計画策定結果（内部資料）
- ・ コソボ公共放送局能力向上プロジェクトフェーズ2 R/D
- ・ RTKより提出された要請機材リスト
- ・ コソボ国営放送局能力向上プロジェクト（フェーズ1）プロジェクト事業完了報告書（和文）

<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12334777.pdf>

5 現地再委託

現地再委託を想定している以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO・現地業者等に再委託して実施することを認める。

- ・ ベースライン調査及びエンドライン調査

現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、

現地において適切な監督、指示を行うこと。

プロポーザルでは、可能な範囲で、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行うこと。

7 携行機材

カウンターパートに対する技術移転の活動に必要な機材については携行機材として購入することができる。購入は、コンサルタントがJICAの関連規程を遵守し原則として現地で購入する（本邦での調達も可能であるが、事前にJICAの承認を得ることとする）。本邦で調達する機材のうち、輸出許可を必要とするものについては、コンサルタントが必要な手続きを行うものとする。

なお、携行機材についてはJICAに所有権があることから、所定の様式の台帳に記入した上でコンサルタントが管理し、本プロジェクト終了後はJICAの承認を得た上でRTKに引き渡すものとする。

以上